

# 「小諸市自治基本条例」 今後の取組方針

評価及び検討を行った結果、条例の改正は実施しないものとし、「条例理念の普及と実践」を最優先に取り組んでいきます。

・条例理念の普及については、「見える化」「分かり易さ」に努め、単なる文面だけの周知だけではなく、各主体が実際に活動している様子などを様々な方法により情報発信していきます。

・条例理念の実践については、区や市民活動団体等、各主体の活動支援と共に、各主体同士の横のつながりを深めていくことが重要です。各主体がつながるためには、まずはお互いの情報を知ることが必要となるため、情報共有・情報提供の促進を図ります。

・情報発信・情報共有・情報提供の促進のために、更なるコーディネート機能の充実を図ります。

前述を踏まえ、令和4年度からの4年間については、以下3項目について重点的に取り組んでいきます。

1 各主体の活動の推進	<p>(1) 区の課題解決に向け、区と市を中心に各主体が連携して取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①区長会活動の充実（情報共有・議論と実践・研修の開催）</li><li>②区と地区担当職員との連携（地区懇談会等）</li></ul> <p>(2) 市民活動団体等による自主的な公共活動の支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市民活動促進事業補助金制度の利用促進</li><li>②「ぼらせんこもろ」の周知及び活用の促進</li></ul>
2 市民参加の推進	<p>市民が市政に参加し易い機会の確保に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市役所業務における「市民参加手続ガイドライン」の実践</li><li>②Web等を活用した参加機会の促進</li></ul>
3 情報提供の充実	<p>「見える化」と「分かり易さ」を意識し、様々な方法により情報発信に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①「小諸市自治基本条例」の周知のための定期的な発信</li><li>②区・市民活動団体等各主体の活動を知る機会の提供</li></ul>